

第2号議案

会費の滞納を行った会員の名称の公表等について (案)

本機関は、定款第54条第1項の規定に基づき、第398回理事会の議決により、2023年度会費について、4月11日付請求書にて全会員1,770者に請求を行った。

納入期限5月10日(1か月以内)までに支払いが確認できない一部の会員に対しては、複数回にわたりメールおよび8月10日付書面による督促を行った。

重ねて実施した督促にもかかわらず、支払い(過年度の会費を含む)がない会員に対し、第420回理事会の議決により、9月14日付で催告書を発出した。本催告書において、9月末日までに支払いがない会員については、定款第57条の規定により、当該会員の名称を公表することとなる旨、また、この場合、本機関より経済産業省資源エネルギー庁への報告も行う旨を記載したところである。

今般、納入が確認できなかった会員について、定款第57条の規定に基づき、会員の名称を公表する。また、本機関より経済産業省資源エネルギー庁への報告も行う。

1. 公表の対象となった会員の名称

- ・新電力フロンティア株式会社 (3120001195270) ()内は法人番号
- ・株式会社エナネス (3140001110178)
- ・地元電力株式会社 (3290001076396)
- ・第一日本電力株式会社 (4080401021658)
- ・テクノロジーバンク株式会社 (6020002078829) 計5者(法人番号順)

2. 会費滞納金額

5社合計 90,000円(過年度の滞納会費を含む)

3. 公表日

2023年10月18日

(参考)

<定款第54条(会費)>

第1項 会員は、毎年度、会費の請求の通知を受けてから1か月以内に、会費を納入しなければならない。

<定款第57条(滞納者への対応)>

本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金、電源入札拠出金若しくは災害等扶助拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

以上

【添付資料】

別紙1：ホームページ公表案

「定款第57条の規定に基づき、会費の滞納を行った会員の名称を公表します」

別紙2：経済産業省資源エネルギー庁への報告文書案

2023年10月18日
電力広域的運営推進機関

定款第57条の規定に基づき、会費の滞納を行った会員の名称を公表します

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の会員は、定款第54条第1項の規定に基づき、会費の納入が義務とされております。

本機関は、納入期限（2023年5月10日）までに納入せずに、複数回にわたる督促を受け、さらに、催告書により指定された期限（2023年9月末日）までに納入しない会員について、定款第57条の規定に基づき、理事会の議決により、当該会員の名称を公表します。

<公表の対象となった会員の名称>

- | | | |
|----------------|-----------------|------------|
| ・新電力フロンティア株式会社 | (3120001195270) | () 内は法人番号 |
| ・株式会社エナネス | (3140001110178) | |
| ・地元電力株式会社 | (3290001076396) | |
| ・第一日本電力株式会社 | (4080401021658) | |
| ・テクノロジーバンク株式会社 | (6020002078829) | 計5者（法人番号順） |

(参考)

<定款第54条（会費）>

第1項 会員は、毎年度、会費の請求の通知を受けてから1か月以内に、会費を納入しなければならない。

<定款第57条（滞納者への対応）>

本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金、電源入札拠出金若しくは災害等扶助拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

(本発表資料のお問合せ先)

電力広域的運営推進機関 総務部総務グループ
マネージャー 窪田 担当者：田尻、佐藤
電話：03-6632-0901
E-Mail:somu-g@occto.or.jp

以上

2023年10月18日
広域総第2023—〇〇号経済産業省 資源エネルギー庁
電力基盤整備課長 小川 要 殿電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

会費の滞納を行った会員の名称の公表について（報告）

本機関は、定款第54条第1項の規定に基づき、第398回理事会の議決により、2023年度会費について、4月11日付請求書にて全会員1,770者に請求を行いました。

納入期限5月10日（1か月以内）までに支払いが確認できない一部の会員に対しては、複数回にわたりメールおよび8月10日付書面による督促を行いました。

重ねて実施した督促にもかかわらず、支払い（過年度の会費を含む）がない会員に対し、第420回理事会の議決により、9月14日付で催告書を発出しました。本催告書において、9月末日までに支払いがない会員については、定款第57条の規定により、当該会員の名称を公表することとなる旨、また、この場合、本機関より経済産業省資源エネルギー庁への報告も行う旨を記載しております。

今般、納入が確認できなかった会員について、定款第57条の規定に基づき、下記の会員の名称を公表しましたので報告いたします。

1. 公表の対象となった会員の名称

- | | | |
|----------------|-----------------|------------|
| ・新電力フロンティア株式会社 | (3120001195270) | () 内は法人番号 |
| ・株式会社エナネス | (3140001110178) | |
| ・地元電力株式会社 | (3290001076396) | |
| ・第一日本電力株式会社 | (4080401021658) | |
| ・テクノロジーバンク株式会社 | (6020002078829) | 計5者 |

2. 公表日

2023年10月18日

【参 考】

<定款第54条（会費）>

第1項 会員は、毎年度、会費の請求の通知を受けてから1か月以内に、会費を納入しなければならない。

<定款第57条（滞納者への対応）>

本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金、電源入札拠出金若しくは災害等扶助拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

【添付資料】

別紙：ホームページ公表案

「定款第57条の規定に基づき、会費の滞納を行った会員の名称を公表します」

以上

<担当者>

電力広域的運営推進機関 総務部総務グループ

窪田・田尻 電話：03-6632-0901 E-Mail:somu-g@occto.or.jp